

令和4年6月吉日

埼玉県在住保護者様

昌平高等学校 事務室

### 埼玉県父母負担軽減事業補助金の申請について（ご案内）

埼玉県父母負担軽減事業補助金について、県より案内が配布されましたのでご案内いたします。国の高等学校等就学支援金とは別制度となりますので、必ず書類を提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、埼玉県私立学校等奨学のための給付金(住民税非課税世帯及び家計急変による非課税見込世帯対象)のご案内につきましては、7月にご案内予定です。あらかじめご了承ください。

#### 記

#### 1. 提出書類

- |   |   |       |                   |
|---|---|-------|-------------------|
| ① | 埼玉県父母負担軽減事業補助金申請(辞退)書                       | ..... | 全員提出(該当・不該当に関わらず) |
| ② | 世帯全員の住民票(続柄記載あり・マイナンバーなし) <sup>※1・2・3</sup> | ..... | 申請希望者のみ           |
| ③ | 生活保護受給証明書                                   | ..... | 生活保護世帯のみ          |
| ④ | その他添付書類(事務室にお問い合わせください)                     | ..... | 家計急変世帯のみ          |

※1 原則、生徒及び親権者全員が埼玉県内に居住していることが必要です。ただし、親権者1名が単身赴任または親の介護・病気の治療(入院)のために県外(国内)に在住している、または海外勤務している保護者の1年間の正確な収入を証明できる場合は例外的に認められます。親権者が埼玉県内の異なる住所に居住している場合は、それぞれの住民票が必要です。

※2 年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。

※3 令和4年4月1日以降、かつ提出日の3か月以内に発行のもの。それ以前に発行されたものは、再度新しく発行したものの提出を求め場合があります。

※4 提出書類は原則返却いたしません。

#### 2. 提出期日・提出先

【提出期日】 **令和4年7月11日(月)必着** 期限厳守(日曜・休業土曜・休日を除く)

【提出先】 昌平高等学校 生徒持参: 担任がホームルームで回収します。

保護者持参: 事務室窓口(平日 8:20~16:35/土曜 8:20~13:20)

※ 郵送で提出される場合については、必ず特定記録郵便(またはレターパックライト)でお送りください。引受番号が発行され、配達記録が残ります。書類は折っていただいて構いません。

※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期日までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、審査・送金が遅れたり、申請できない場合があります。

※ 家計急変世帯については令和5年1~2月頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は速やかに申請してください。

《裏面につづく》

### 3. 支給対象

別紙「令和4年度 就学支援金・父母負担軽減補助・奨学のための給付金フローチャート」参照

- ◇ 扶養親族数(税制上の数)によって一部基準額が異なります。
- ◇ 高等学校等就学支援金第2期受給者が対象となります(家計急変世帯を除く)。スカラシップ生についても、就学支援金受給額を差し引いてなお自己負担額が残っている場合は対象です。申請漏れのないようお願いいたします。

#### 《課税標準の額及び調整控除の額の確認方法》

- 課税証明書(市町村によっては「所得証明書」「住民税決定証明書」等)
- 自営業等の場合は市町村から発行される「納税通知書」
- マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)  
……サイトの利用には、マイナンバーカード及び利用者登録が必要です。

### 4. 支給方法・時期

- ◇ 本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落とし口座への振込支給となっております。
- ◇ 県から学校への入金確認後、該当生徒の校納金引落とし口座に12月頃(予定)一括送金いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、送金時期になりましたら、送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

### 5. その他

- ◇ 判定額の計算に不安があり支給対象かどうか分からない場合でも、申請して頂いて構いません。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知をお送りします。なお、提出書類は原則返却しませんので、必要な場合はコピーをお取りください。
- ◇ 年度途中で、収入の修正申告や税額の更正、離婚・死別、養子縁組等による保護者(親権者)の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ◇ 学校が知り得た個人情報、適切に管理し、「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」(本事業)及び「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

#### 《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校(担当:七戸<sup>しちのへ</sup>)

〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851

TEL 0480-34-3381/FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:20～15:40/第1・3・5土 9:20～13:10(祝日・休業日は除く)